

平成27年第2回砂川市議会定例会

平成27年6月23日（火曜日）第2号

○議事日程

開議宣告  
日程第 1 一般質問  
散会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

辻 勲 君  
中道博武君  
星 洋 一 君  
小黒 弘 君  
増山裕司君

○出席議員（14名）

議長	飯澤明彦君	副議長	水島美喜子君
議員	増井浩一君	議員	多比良和伸君
	増山裕司君		中道博武君
	佐々木政幸君		星 洋 一 君
	武田真君		武田圭介君
	辻 勲 君		北谷文夫君
	沢田広志君		小黒 弘 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会委員長	中村吉宏
砂川市監査委員	奥山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其田晶子
砂川市農業委員会会長	渡邊勝郎

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	角丸誠一
病院事業管理者	小熊豊
総務部長	湯浅克己
兼会計管理	
総務部審議監	熊崎一弘
市民部長	高橋豊
経済部長	田伏清巳
建設部長	古木信繁
病院事務局長	氏家実
総務課長	安田貢
政策調整課長	河原希之

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長	井上克也
教育次長	和泉肇

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	中出利明
--------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	湯浅克己
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	田伏清巳
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	峯田和興
事務局次長	高橋伸二
事務局主幹	佐々木純人
事務局係長	渡部秀樹

開議 午前10時00分

◎開議宣告

- 議長 飯澤明彦君 ただいまから本日の会議を開きます。  
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。  
直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

- 議長 飯澤明彦君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。  
辻勲議員。

- 辻 勲議員 (登壇) おはようございます。私は、1点について質問をさせていただきます。

市民活動について。昨年度より市民活動団体を支援する目的で始められた制度と市民活動等の入門講座について伺います。

1点目、登録の状況について。

2点目、ホームページの掲載で活動実績など一律になっているように思えるが、各団体が自由に内容を掲載できるようにはならないのか。

3点目、市民活動等入門講座の状況について。

4点目、各団体にアンケート回収してもらうなど今後の取り組みについて。

以上、1回目の質問を終わります。

- 議長 飯澤明彦君 総務部長。

- 総務部長 湯浅克己君 (登壇) 大きな1、市民活動についてご答弁を申し上げます。

市民活動団体登録制度につきましては、砂川市協働のまちづくり指針にあります市民活動の普及啓発と市民参加の促進の取り組みの一つとして、市内で活動するボランティア団体や特定非営利活動法人などの市民活動団体の活動内容、会員募集、団体紹介等の情報を市に登録をしていただき、その内容を広報すながわやホームページで紹介することによって広く団体や活動のPRを図り、活動の活性化や会員の拡大、団体同士の連携につなげるほか、自分も何かやってみたいと思っている市民の方の社会貢献活動への参加機会を拡大することを目的とし、平成26年度に制度を創設したところであります。また、市民活動等の入門講座につきましては、平成25年度より、協働のまちづくりを推進するに当たり欠かせないパートナーである市民活動団体等の活動を担っていく人材の育成と将来的に活動を支えていく人材を確保することを目的に、市民活動や地域活動、まちづくりに関心、興味のある方を対象に講座を開催しているところであります。

初めに、(1)登録の状況についてであります。平成26年4月1日号の広報すながわに募集記事を掲載し、開始間もない5月には7団体、その後も徐々に申し込みがあり、現在では福祉、教育、文化、環境などさまざまな分野で活動しているボランティア団体や

NPO法人、計16団体を登録しております。

続きまして、2のホームページでの掲載内容についてであります。この登録制度は活動団体の紹介と市民の社会貢献活動への参加機会を拡大することを目的としておりますので、事務局の連絡先、設立の目的、会員数、入会の条件、活動内容等を掲載することとしており、共通のレイアウトとなっていることから、各団体が自由にレイアウトを変更したり自由に内容を掲載する仕組みにはなっておりませんが、活動内容等の情報量につきましては柔軟に対応しているところであります。また、独自にホームページを開設している団体もありますので、その場合につきましてはその団体へのリンク先を掲示しており、そこからより詳細な情報を閲覧することが可能となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、(3)市民活動等入門講座の状況についてであります。平成25年度より、市民活動や地域活動、まちづくりに関心、興味のある方を対象に全3回の連続講座を開催しております。開催状況といたしましては、市民活動や市民との協働などをテーマに、平成25年9月には地域活動を熟知している教授等を招き、講話とワークショップを行い、40名の参加があり、平成26年7月には市民活動等の活性化に精通している教授等を招いて講話等を行った結果、22名の参加があったところであります。また、平成26年度においては、新たに市民活動等の意義や役割などの知識をより深めたい方を対象に市民活動等ステップアップ講座を開催し、16名の参加がありました。市民活動等入門講座では、2年連続して参加される方や市民活動等入門講座に引き続き市民活動等ステップアップ講座へ参加される方も見られ、砂川市協働のまちづくり指針に掲げる施策展開の一環として一定の成果があったものと考えており、今後も開催方法の改善を検討しながら開催を進めてまいりたいと考えているところであります。

続きまして、4、各団体へのアンケートの取り組みについてであります。既に登録している16の市民活動団体に対するアンケート調査につきましては現在までは実施をしておりますが、この登録制度の目的でもあります活動団体を紹介することによる会員の拡大等について、登録制度を開始してどのように変化したのかなどの意見集約について取り組んでいきたいと考えているところであります。また、市民活動等入門講座につきましては、講座受講の動機や受講後の感想、意見等を収集するアンケート調査を実施しており、今後においても継続してアンケート調査を行ってまいります。

○議長 飯澤明彦君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、2回目の質問をさせていただきますけれども、今部長のほうから経過等お話あったのですけれども、まずいま一度、これは昨年度26年度の市長の執行方針にも載りまして、その辺も含めましてお話ししたいと思うのですけれども、これは市長が1期目から協働の推進を進めているというような中の一環でのことだと思っております。昨年の執行方針の中にも、協働のまちづくりにつきましては、人材育成の取

り組みとして市民活動への意欲や協働意識の高揚につながるよう市民活動等入門講座などを開催するほか、協働のまちづくり懇談会などを実施して積極的に市民の皆様のご意見をお聞きし、相互理解を深めていくなど協働のまちづくりを一層推進してまいります。さらに、市内で活動するボランティア団体やNPO法人等の市民活動団体の情報を市に発信していただき、団体の活動内容をホームページ等で広く紹介することにより、活動範囲や会員拡大、団体同士の連携につながるなど、市民活動団体への支援と市民の社会貢献活動への参加機会の拡充を図る仕組みを創設してまいりますということで市政執行方針で示されまして、不肖私も市民団体の中に入って活動しておりまして、これはすばらしい登録制度ができるなというふうに思っておりました。

それで、その中で1番、今部長のほうから答弁ありましたけれども、16団体が登録されたということで、初めは市のほうから啓蒙がありまして、どうですかということで案内が来たと思うのです。それで、なかなかよかったなと思うのは、申込書が意外と簡単なのです。当然最低限のことというのは示されるのですけれども、それは本当によかったなと。こういうものというのはなかなか面倒くさくて、もういやというふうになってしまうことが多いのですけれども、私は非常にこれはいい申込書だなと、簡単でいいなということで、私も実は申し込みさせていただいているのですけれども、そんな中で市の広報等にも掲載していただいております。そんな中で、今後この16団体よりふえていく可能性というのですか、もう少しそういう意味では、これ私たち、自分も含めてですよ、団体のあれもあると思うのですけれども、一回載ってしまうとそのままになってしまうというのか、余り気にしないというのか、そういう部分があるのですけれども、次の質問なのですけれども、このことについて他の市民から何か問い合わせがあったとか、団体のほうからこういうのはどうだというようなことがあったかということをお聞きしたいなというふうに思っています。まず、その点をお願いします。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 市民活動団体等の登録に関するホームページあるいは広報のほうで周知をさせていただいている経緯、あるいは市民等の反応ということであります。特にその内容について市民から問い合わせ等が記載内容についてあったということはございません。一度このような形で26年度から登録制度を採用させていただきまして、一定のフォーマットの中で掲載をさせていただいているというのが現状であります。毎年同じものが掲載されているのはいかがかというのを私どもも感じておりますので、これらの内容につきましてはまず基本のフォーマットは守りながらも、情報等を提供する情報がまだ加えていただきたいという内容がありましたら、それについては適宜対応はしていきたいと思っておりますけれども、基本的なフォーマットの部分につきましてはこの形の中でいきたいと思っております。これについて団体、市民等からの問い合わせはなかったというのが今の現状でございます。

○議長 飯澤明彦君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それで、ちょっと今のことにも関連するのですけれども、ホームページに載せる内容、一律でないかという、写真は3枚載って、そして活動実績どうだとかというふうに、代表はどうだとか、事務局誰だとか、連絡先あるいはメールとか、基本的なもののラインがあって、今言ったように中身を変えることは自由ですということも、申請のし直しも出ているのですけれども、あるいは抹消することとか出ているのですけれども、今言ったようになかなか私ども一回出してしまおうとそのままになってしまうという部分もあるのですけれども、例えばこれからする活動の案内なんかも入れたいとか、そういうこともあると思うのですけれども、いま一度、今16団体見てみますとみんな同じ型にはまっているのです。写真がまず3枚あって、活動実績とかという、それはきつと変えられるということを知らないのでないかというか、そういう部分もあるのではないかなという部分もあるので、そういうところも例えばたまにはこういうこともできるのですよといま一度連絡してあげるとか、そういったことはどうでしょうかということをお聞きしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 ホームページの記載内容の変更等というお話かと思えます。これらの記載内容につきましては適宜変更することも可能ですので、それらの周知もご連絡を差し上げながらしていきたいと思えますし、またイベント等の紹介等であれば、このページで紹介いたしますよりトップページでトピックスですとか、そういう部分の中の紹介等も考えられます。せつかく市民活動を行っている団体の方が取り組まれるイベントですので、それらについては市としても十分周知を図ってきたいと思えますので、そちらにつきましては別な形でご相談いただければ、そういう形の掲載を考えることもできますし、この登録制度につきましては26年度から開始した制度であります。今2年目ということになりますので、これらについてはその掲載の方法等の見直しも図りながら、必ずしもこのままで進むということではなく、見直しを図りながら、市民活動団体の方がさまざまな活動を市内で行っていただけているという、それらについて周知するというのが基本の考え方ですので、それらにつきましては適宜変更しながら周知を図ってきたいと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、(3)番目の市民活動等入門講座の状況についてという部分なのですけれども、これは3年間されているということで、当初3回全部出席できないとだめということもたしかうたっていると思うのですよね、連続講座ということで。それで、出たいなと思ったのですけれども、なかなか出られなくて、その後1回でもいいですよというような感じで市のほうからも来たので、それでもちょっと出られなくて非常に残念だったのですけれども、今年度からは出ていきたいなと思うのですけれども、これを見ます

と市民活動、先ほど部長さんからお話ありましたように20人ぐらいずつ出ているのです。ですから、結構興味あるのかなというふうに思っているのですけれども、市民活動等の入門講座とステップアップ講座、先ほどちょっとお話あったのですけれども、違いというのですか、どのように見ていったらいいのかという部分をまず1点お聞きしたいのと、特に今回私事務報告の中でも見ていて、入門講座においての中でも協働のまちづくりを推進するに当たり、欠かせないパートナーである市民活動団体というふうに出ているのです。欠かせないパートナーである市民活動団体の活動を担っていく人材の育成と将来的に活動を支えていく人材を確保することを目的に、市民活動や地域活動、まちづくりに関心、興味のある方を対象に3回の連続講座で入門講座を開始していくという部分で、これはすごく大事な観点であるなというふうにいま一度今回質問に当たって感じたのですけれども、そういう意味で3回連続で出なければだめなのかなというふうに思っていたのですけれども、その辺のところのやわらかい感じがあるのか、もう少し緩和した感じがあるのか、その辺をまずお聞きしたいなというふうに思っています。

それから、もう一点ですけれども、もしわかればなのですけれども、市民活動について私もいろいろ活動していく中で、いろいろお金がかかる部分とか人材育成とかあるのですけれども、そういった部分の補助的なものというのは何か市民活動に対してあるものなのかどうなのかということをお聞きしたいなと思います。

アンケートのことについても、今回回答がありましたように、講座のほうはしていくということで、市民団体に対してはアンケートになるか、今後見直しも含めてまたしていくことなので、ぜひ今後またタイアップしていただきたいなというふうに思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 順次お答えをさせていただきたいと存じます。

まず、市民活動等入門講座とステップアップ講座の違いという部分があるかと思いますが、市民活動等入門講座につきましては、市民活動等の意義や役割などの基礎知識を中心といたしまして、講師からの講話をいただいた後、講師と参加者のワークショップなどを行いながら意見交換を行っているところでございます。また、ステップアップ講座につきましては、市民活動等の意義や役割などの知識をより深めたい方、また一歩進んで地域で活動するためのノウハウなどを学びたい方のために行っているもので、こちらにつきましても講師からの講話を受けた後、意見交換等を行っているところでございます。市民活動等入門講座につきましては、初年度40名、第1回につきましては40名の参加を得て実施をいたしましたけれども、その後は若干参加者が減少している傾向もでございます。3回連続出なければならぬのかという部分もございましたけれども、平日の3日間の日程をやりくりするのなかなか難しい市民の方もいらっしゃると思いますので、できれば3回連続で出席をしていただきたいのですけれども、1回抜けるという部分につきましてもやむを得

ないかなというふうにも考えております。平成25年度、平成26年度につきましては講師の方が1回ごとにかわるような形の中で行ってございましたけれども、それらにつきましてもアンケートの結果等を見ますと若干講話の時間等も少ないという意見も伺っておりますので、今回平成27年度につきましては1名の教授の方をお願いして3回連続の講座をということで考えております。こうなりますと、先ほどお話しいたしました3回連続という部分につきましては、できればこちらにつきましては、1人の教授の先生にお話しただきますので、3回連続していただいたほうが中身としては充実したものになるのかなというふうにも思っているところでございます。

続きまして、人材育成等の関連の助成ということでお話ありました。市民活動団体に対します助成制度といたしましては、公益財団法人北海道地域活動振興協会というものがございまして、こちらでボランティア活動の振興、活力ある地域社会の形成等を目的といたしまして助成制度を設けているところでございます。こちらにつきましては、市のホームページのほうでも紹介を行っているところでございまして、実際に市内の団体におきましても平成23年度以降数団体がこれらの助成を受けているというところでございます。こちらにつきましては、ホームページで紹介をしておりますけれども、何か申請等にわからないこと等がございましたら、担当のほうにお話をいただければ、担当のほうを通してこれらの申請ができるような形もとっていきたいと思っておりますので、その点もご理解をいただきたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、最後に市長にもちょっとお話しいただきたいなと思うのですが、私今回の質問するに当たってちょっと思ったのですが、この趣旨、活動団体はもちろん、市民にこれを広く社会貢献していること、あるいは協働をもっていくという中において、今ホームページでクリックすれば出てくるのでしょうかけれども、例えば市長動静とか、毎日のように写真と活動が出ているのですけれども、あそこの題目、きのうどこどこ行ってきましたという、そのちょっと下でもいいのですけれども、例えば市民活動団体に登録している団体ですとか、何か入れられないものかなというふうにちょっと今回思ったのですが、もしそのことについて市長のほうから何かお話しいただければと思うのですが、よろしく願います。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 協働につきましてはの質問でございます。以前にもお話ししたことがあろうかと思っておりますけれども、砂川市の総合計画の中にも協働とうたわれていると、また各市町村の総合計画を見ますと一様に協働とうたわれているけれども、私自身が市長になったときに、本当に協働って何なのだろうかと、行政の役割って一体どこにあるのだろうかと、もっと基本に戻りまして、事務レベルでやる分については入門講座も含めてやっていただきたいと。ただ、私自身はボランティア団体でやっている人たち、全団

体のところに、一応懇談会を開きながらいろんな話をさせてもらいました。一様に皆さんが言われたのは、いわゆるボランティアといっても簡単でないと、ただ私たちはその団体のモチベーションを維持するのに苦労しているというのが各団体共通している事項でございまして、それを解決する方法というのは、我々が活動しているスタイルをみんなに見ていただきたい、多くの人に、それが活力になるのだと、そんな意見でございましたから、当初私はその懇談会の様子とか、事業をやっている、いろんな事業をやっているので、私一人ではとても対応できませんけれども、ある程度は最初の年には写真を撮りながら活動を紹介してきたと。でも、これでは切りないなということで、再度集まってもらったときに言われたのは、どこか1カ所、市のホームページの中から入っていき、わかりやすいところに見出しをつけてもらって、そこから入って、一元管理してもらって活動の報告を載せていただくとありがたいということで、担当のほうには指示しましたけれども、いかにせん砂川市のホームページはかなり古い形なものですから、現行でやるにはなかなか制約が多いと、先ほど辻議員が言われたとおり、私もどっちかという、協働に力を入れるのなら、ホームページで一番見られるのはトピックスとか市長のブログの欄、どこかその辺が最初に目に入るのだろうと、それに入れられないだろうかと言ったら、技術的にはなかなか難しいという話もございました。ですから、来年からホームページをまた新しい形に変えますので、その中で一元管理できないか、またはふだんの活動しているやつを、私のブログだけでは私も全部常時回るといのはもう不可能に近い状態になっていますので、広報とか、それぞれ担当の団体の人に写真を撮ってもらいながら、一元管理の中でふだんの活動を見てもらえると、そんな方式をとれる方向でちょっとやってみたいなというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 飯澤明彦君 中道博武議員。

○中道博武議員（登壇） 私のほうから2点ほど質問させていただきます。

土地改良事業と農業の6次化についてです。近年において米価の低下とTPPによる先行き不透明な農業行政の中、農業者の高齢化や後継者不足など農業を取りまく環境はますます悪化しております。砂川市内の農地は、小区画で数多くの枚数を耕作しており、このことは作業効率の悪さに加え、コスト上昇にかかわる所得低下を招いております。コスト低減と所得向上のために、以下の2点について伺います。

農地の総合的な土地改良事業について。

2点目、農産物の加工、販売を一体とした農業の6次化について。

よろしく願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 田伏清巳君（登壇） 大きな1、土地改良事業と農業の6次化についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）農地の総合的な土地改良事業についてであります。近年農業者の高齢

化や農業従事者の減少による担い手となる農業者の経営面積の増加に伴い、農作業の効率化が求められており、今後ますますふえると懸念されております耕作放棄地の防止対策としても、土地改良事業の促進は有効な対策の一つと認識しているところであります。現在実施しております土地改良事業につきましては、国の補助事業であります農業基盤整備促進事業を活用し、農地の区画狭小や排水不良等を改善するための水田の畦畔除去による区画拡大や暗渠排水整備など、小規模な基盤整備を対象に補助金を交付しております。総合的な土地改良事業となりますと、道営農地整備事業などの実施による用排水施設整備、農道暗渠排水整備や農地区画の拡大等を一体的に整備することが考えられます。しかし、道営事業におきましても、国の予算の関係により地域から要望した全ての事業が実施されるのではなく、事業規模や総合的、一体的な基盤整備事業であるか等により優先順位を設け、事業採択されているのが現状であります。市としましては、地域からの事業実施要望があれば、新砂川農協、北海土地改良区、農業委員会と連携を図り、地域の機運を盛り上げ、地域全体で総合的な事業実施によって早期採択となるものと考えております。

次に、(2)、農産物の加工、販売を一体とした農業の6次化についてご答弁申し上げます。農業の6次産業化は、1次産業の農業者が生産する農産物を2次産業で加工、製造を行い、3次産業の流通、販売によって今までの2次、3次産業の事業者が得ていた付加価値を農業者自身が得ることによって農業を活性化させようとするものです。6次産業化に対する国の支援としましては、6次産業化ネットワーク活動整備交付金事業があります。当該事業は、制度資金等の融資を活用して、6次産業化に取り組む場合に必要となる加工、販売施設等の整備に対し支援するもので、交付金の交付率が事業費の30%以内、交付金上限額が1億円となっております。補助要件としまして、6次産業化法に基づく総合化事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受ける必要があります。また、北海道では、北海道の6次産業化サポートセンターを開設し、6次産業化企画推進員による個別相談や事業計画づくりのサポートを実施しております。市としましては、これらの情報を提供するとともに、6次産業化サポートセンターによる農業者の個別相談に同行し、総合化事業計画の作成支援や交付金の獲得に向けての支援などを行い、6次産業化を推進していく考えであります。

○議長 飯澤明彦君 中道博武議員。

○中道博武議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、(1)の農地の総合的な土地改良事業についてということですが、今まで砂川市におきましては小規模な基盤整備について実施しておられるということですが。現在まで実施状況等々、わかればお知らせ願いたいと思います。

(2)番目につきまして、農産物加工と販売を一体とした農業の6次化についてですが、これにつきましては岩瀬牧場さんが事業として成功した典型的な例と思いますが、今まで砂川市においてこのような申し込みだとか、そういう実態がありましたら、お知らせ願

たい。

この2点、よろしく願います。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 田伏清巳君 それでは、初めに（１）の今までの補助事業の経緯といいますか、実績について手元資料におきましてご説明をさせていただきます。農業基盤整備促進事業補助金事業ということで今お示しをしましたが、古くは平成10年代の前半、道中山間地域総合整備事業という名前の支援がございました。これは、北光、一の沢、焼山、東豊沼地区で整備面積は約71ヘクタール整備をし、補助をさせていただいたという経緯がございました。また、現在農業基盤整備促進事業という名前になっておりますが、これは平成24年に農業体質強化基盤整備促進事業補助金事業という名前でございまして、内容的にはほぼ同じでございまして、農家個人の方が実施する土地改良事業に対しまして、区画拡大については10アール、1反ですね、1反当たり10万円、暗渠排水、1反当たり15万円の定額補助をするものでございました。これは、平成24年度の実績は区画拡大が戸数が14戸、面積が22.62ヘクタール、また暗渠排水につきましては32戸、面積が65.72ヘクタールの改良事業に対しまして補助金額が1億2,120万円をご支援させていただきました。25年度は、補助対象はございません。26年度、農業基盤整備促進事業補助金事業という名前に変えまして、26年度の実績が区画拡大が戸数が5戸、面積が8.8ヘクタール、暗渠排水整備が戸数が5戸、面積が4.49ヘクタール、1,553万5,000円の補助をさせていただきました。農業者の方から今後のご相談も受けておりまして、まだ確定ではございませんが、あくまでも予定といたしましてお話をさせていただきますが、平成27年度の予定が区画拡大が4戸、面積が4.57ヘクタール、暗渠排水が4戸、6.34ヘクタールで、補助金額の予定が1,408万円、平成28年度の予定が区画拡大が5戸、暗渠排水が4戸でございまして、補助金額が1,481万5,000円を予定しているところでございます。

また、6次産業につきましては、岩瀬牧場さんがご承知のとおりご自分のところの牛乳を使いましてイタリアンジェラートという製品化をしまして、今非常に好評を得ております。お話によりますと、一の沢の販売はもとより、全国の百貨店の物産展で30カ所以上今オファーがあつて、出展をされていると。担当者の方は1年365日のうち100日以上そちらに出向いていますよというお話もございましたし、それから東京駅、それから東京駅のそばのキッテという施設にあるジェラートの販売も、これも非常に講評でありますというお話も頂戴しております。さらに砂川での6次産業の今までの例としましては、三谷農園さん、リンゴの三谷さんがご自分のリンゴを活用しましてリンゴジュースにされていると、これも恐らくもう10年以上のロングセラー商品となっていると認識をしております。また、さらには近年では、農業者ではございませんけれども、ホリグループさんが本店の後ろの農地を4ヘクタール購入されまして、そのうち2ヘクタールを野菜の栽培を

する農地にし、さらには道路を1本挟んだ東側の水田、あれは1町歩ぐらいありましたでしょうか、そこを購入されて、ゆめきららを作成する。そのために農業生産法人を立ち上げて、そこで生産した野菜、お米を加工して商品化する。ご自身で加工すると、まさしく6次産業化という取り組みをされているというところでございます。さらには、後ほどお話しさせていただくことになろうかと思えますけれども、若手農家の方からも6次産業化へ向けてのご相談なども承っているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 中道博武議員。

○中道博武議員 ありがとうございます。それでは、再度お伺いしたいと思います、(1)の小規模土地改良事業ですが、ある程度期間といいますか、3年なら3年度で事業を進めておられるというように感じておりますけれども、途中で申し込まれてもなかなかこの枠に入れないというようなこともあって、希望者全員がどうしても利用できない事情と。それと、その事業を行われた方の圃場等々を見ますと、十二分に作業効率を上げるようなことができない環境になっていると、例えば用排水の整備ができていない、農道ができていない、そういう片手落ちの状況が見受けられます。したがって、総合的な基盤整備をすることによって規模拡大と安定した農業経営ができるものというふうに私も考えております。また、地域をまとめ、私も要望してまいりたいと思えますが、なかなかご理解いただけない農業者の方もおります。市として総合的なこの基盤整備事業の利便性といいますか、メリットといいますか、これらの情報発信をしていただいて、事業可能な地域に対して積極的に啓蒙を発動していただきたい、このように思いますが、いかがでしょうか。

もう一つ、2点目につきましては、今ほど岩瀬牧場さんの成功例も見ますけれども、農業者としては農産物の生産にかけてはプロであるのですが、加工、販売となりますと技術も知識も不十分なところがあります。これに関する助言や指導をできる体制づくりと、国の支援策ではハードルが高過ぎてなかなか取り組めない場合があると思えます。また、サポートセンターへの個別的な相談に対して同行するというのではなくて、砂川市としても農業者個々や、あるいはグループで農産物を加工し、製品化しようとする思いの芽を摘むことなく、それをサポートできる、育てるといいますか、サポートできる窓口を市としても設けていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 田伏清巳君 土地改良の手法ですが、小規模な土地改良から、例えば西豊沼全体にかかわるような大きな土地改良、いろいろ手法がございます。例えば西豊沼全体にかかわるような、あくまでも仮定でお話ししていますが、大きな土地改良であれば農業者全体の皆様の合意も必要でありましょうし、そこに補助がつながったとしても農業者ご自身の負担もまたふえるので、そこはしっかりお話し合いをさせていただきながら進めることであろうかと思えます。また、今どちらかという砂川市では小規模な土地改良を進めているという中で、今議員さんおっしゃるようにその中でもなかなか補助採択にならな

かったり、なかなか実現までいっていないというようなケースがあり、そういう皆様へのサポートというご質問だと思いますが、実際先般6月15日に新砂川農協さんを会場にしまして、農協さんと砂川市が主催をしまして、砂川市内の農業者の中で水稻、お米をつくらしている農業者の中の担い手の皆様に集まっていただいて、ざくばらんに意見交換をしましょうという会を開催させていただきました。これは初めての試みとなりますが、そこに当日は13名の皆様がお見えになり、年齢構成は30代前半から40代という方たちが集まりました。皆さん一様に非常に明るくて、前向きなのです。今後の農業経営に対して非常に前向きなご意見がたくさん出ました。当初はご意見が出ないかというぐらい心配していたのですが、そんなことは全くなく、全員がいろいろなお話をしてくださった中でお一人、どんどん広くしていきたいのだと、自分は広くしていきたい、会社も農業の法人化にしていきたい、と考えているのだけれども、自分が持っていないところの農地でなかなか耕作をする方がいないところを手に入れよう、もしくは借りようと思っても田んぼが小さ過ぎて非常に効率が悪いと、そこに機械を入れたとしても小回りもきかないし、余りよろしくないのだと。だから、ぜひ農協さんや市のほうも一緒に相談に乗っていただいて、畦畔、あぜを取ってというようなところで少し区画を広げるような動きに力をかしてくれないかというお話もいただきました。これは、まさしく現状の次代を担う農家の方たちのご意見ですから、非常に貴重な意見として私どもも受けとめました。そういう認識に立っている方もいらっしゃるし、まだまだ今のままでいいのだよという方もいらっしゃるかと思いますので、議員さんおっしゃるように、土地区画改良事業の大事さ、日本の食料基地としての農地の大事さというのを再認識をさせていただきながら、私どもも農協さん等と力を合わせながら啓蒙に努めていきたいというふうに考えるところでございます。

また、2点目の加工、販売なのですが、こちらも担い手さんの中から、これは実現するかどうかはまだこれからの話なのですが、砂川のお米を使って、それを米粉にして、その米粉でおかゆを自分をつくってみたい。そのおかゆを何に使うかという、これから高齢化社会になりますし、砂川でも高齢者の施設が今たくさんできつつあると、そういう皆様に提供するようなシステムをつくっていきたい。つまり6次産業化をしたいという夢を語る方もいらっしゃいました。その方は、実際仲間たちともう既に研究に入っているということもおっしゃっていましたが、その米粉を使ったおかゆは、通常のお米ではなくて米粉ですから、非常にとろっとするのだと、それは老人だけではなくて乳幼児にも使えると思うと、非常に実現可能なお話もされていました。ただ、そのときお話しされたのは、議員さんおっしゃるように6次産業というのは単純に農産物をつくって、こういうものができたというところは入り口なのです。製品化というか、製品になるまでは入り口で、そこから先の販路開拓、どういうふうにする場所をつくり、だれが売ってくれるか、またさらには、例えば百貨店等と取引をしていますと欠品が許されないのです。たまたまきょうこれだけ物があるから納めました、ではなくて、恒常的にしっかりこれだけの量を納めてくだ

さいというルールになってくるのです。これはスーパーなんかもそうだと思いますが、そういうところの仕組みづくりを農業関係者だけではなくて商工業関係者のお知恵も拝借しながら、市が中に入り、経済部が中に入り、6次産業を実現していきたい。

今ご答弁で申し上げた6次産業化というのは、非常に大きな補助金の話になっておりまして、この事業計画なんかは簡単にできるものではないというふうに認識しております。議員さんのおっしゃるとおりだと思います。事業なんかもそうですけれども、いきなり年商1億円を超えるような企業が誕生するわけではなくて、本当に小さなスペースから販売を始めて、粛々と進めていって、気がついたら1億円を超えるというようなケースが非常に多いと私どもは認識しておりますので、農業の6次産業化も、今度は農業生産者が企業家になる、経営者になるわけですから、まずは小さなところから踏み込んでいって、いろいろな情報収集やノウハウを会得していただきながら、少しずつ大きくしていくと、そういう手法が私は望ましいのではないかなと思います。そのためにも、市役所、経済部、門戸を開いて相談しやすいような体制をつくり、もちろんこちらからも出向くような形をとってサポートをさせていただき、実現につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 中道博武議員。

○中道博武議員 るる細目にわたってご説明いただきました。大変ありがとうございます。農業者が夢と希望を持てる農村環境であるということは、これからも若い就農者がふえ、農村の活性化につながるということになります。ひいては砂川市の活性化にもつながると思いますので、できるだけこういう配慮をいただきますようお願いを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 星洋一議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

星洋一議員。

○星 洋一議員 (登壇) 通告に従い、大きな項目で2点について質問いたします。

第1に、特殊詐欺防止対策の強化について質問いたします。北海道警察のまとめによると、ことしの1月から4月までの北海道における特殊詐欺による被害総額は5億3,900万円と前年同時期に比べ84%もふえております。一時下火になったオレオレ詐欺などの従来の手口がふえ始め、さらに医療費などの払い戻しを持ちかける還付金詐欺や名義貸し詐欺など、特殊詐欺が増加していると言われております。戦前、戦中、戦後と苦労を重ね、ようやくささやかに平穏な日々を過ごしている高齢者の方々が被害に遭われているということを思うと怒りを覚えます。砂川市でも特殊詐欺が発生していると聞いておりま

すが、特殊詐欺対策についてお伺いいたします。

2点目に、国民健康保険制度の広域化について質問いたします。政府は、国民健康保険制度の改定を目玉にした国民健康保険法等の改正案をまとめ、2018年度から都道府県が財政運営の責任者になる都道府県化を目指しているようですが、その主な内容と今後の課題についてお伺いし、初回の質問といたします。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) 大きな1の特殊詐欺防止対策についてご答弁申し上げます。特殊詐欺とは、いわゆる振り込め詐欺と言われているオレオレ詐欺のほか、投資話で名義貸しを迫る架空請求詐欺、医療費の払い戻しを持ちかける還付金詐欺など、さまざまな詐欺の手口の総称であります。特殊詐欺に対する市の対応といたしましては、被害防止のための啓発が主な活動となり、これまで注意喚起のためのステッカーの全戸配布、広報紙やホームページへの掲載、出前講座、街頭啓発のほか、市民から詐欺の予兆となる電話などの情報が寄せられた場合は警察へ情報提供し、警察と連携した対応で被害を未然に防ぐよう努めてまいりました。しかし、犯行活動の活発化により、昨年末から3月にかけて市内において3件の特殊詐欺被害が発生し、さらに3月には高齢者宅を訪れ、現金などを持ち去る訪問窃盗が3件相次いで発生したことから、注意を促すためのチラシを作成して市民に周知したほか、市内公共施設や病院、金融機関、大型店舗などの主要施設での啓発チラシの設置、あわせて町内会長、老人クラブ会長には会議、会合での被害防止のための声かけ依頼などを行っております。また、被害に遭った方の多くが単身の高齢者であることから、直接注意を呼びかけることが効果的であると考え、4月初旬から中旬にかけて65歳以上の単身世帯約1,100世帯を市民部職員、民生児童委員等が戸別訪問したところであります。4月以降は被害に遭ったとの情報は明らかになっておりませんが、今後においても警察、関係機関と連携を密にして啓発活動を行ってまいります。

続きまして、大きな2の国民健康保険制度の広域化についてご答弁申し上げます。本年5月29日付で持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、この改正により、平成30年4月から都道府県が市町村とともに国民健康保険事業を行うこととなったところであります。その主な内容としましては、都道府県が財政運営の主体となり、国保運営の中心的な役割、制度の安定化を図り、市町村は資格に関する事項、保険税の徴収及び保健事業を実施し、地域における事業を行うものであります。次に、課題についてであります。現時点では法律が公布されたばかりであり、把握できておりません。なお、北海道、市町村保険者及び北海道国民健康保険団体連合会で構成する北海道国民健康保険広域化等支援方針検討会議が今年12日に設置されており、この会議の中で北海道が行う国民健康保険事業の運営方針を定め、北海道と市町村の役割及び課題の抽出について協議されることとなっております。

○議長 飯澤明彦君 星洋一議員。

○星 洋一議員 ありがとうございます。今のご答弁にありましたように、被害に遭う方が多くなりまして、高齢者の方が、最近砂川でも特殊詐欺の発生をしておりますけれども、今具体的な内容を聞かせていただきました。それで、被害防止のための注意喚起ということで、65歳以上のひとり暮らしの高齢者世帯約1,000世帯を市の職員の方が戸別訪問して、実際に面会できてお話ができた世帯は何世帯ぐらいあるのか、また具体的にどのようなお話の内容であったのかお伺いいたします。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 実際に特殊詐欺の関係で高齢者家庭を訪問したということのご質問でございますが、まず実際に訪問した65歳以上の単身世帯数につきましては1,138世帯でございます。このうち、市民部の職員が888世帯、民生児童委員さんが170世帯、町内会が80世帯ということになっておりまして、民生児童委員さんと町内会につきましてはそれぞれ会議の中でお話をさせていただいたときに協力の申し出がございまして、その必要な部分についてお願いをしているところでございました。実際に直接お会いをしてお話をできた割合でございますが、町内会さんのほうは恐らくほとんど全部かと思いますが、このところだけは把握をしておりますけれども、市の職員と民生児童委員さんでは約7割が直接お会いをしてお話をさせていただいております。なお、不在の方については、チラシを入れてまいりました。

それから、7割の方で反応はどのようなことだったかということでございますが、まず多くの方にはその訪問で感謝の言葉をいただいております。また、市の職員あるいは民生児童委員さんが訪問したということで安心したというような声も聞いております。また、訪問窃盗、自宅に上がり込んで物を持っていってしまうと、この点についてはかなりご理解をしている家庭が多くて、インターホンだけの対応をすとか、鍵をすぐあけないとかというような対応もその訪問した中ではお話を伺っているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 星洋一議員。

○星 洋一議員 ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。最近日本年金機構の個人情報流出問題で北海道内でも不審電話に関する情報が相次いでいるようで、個人情報流出に便乗した詐欺目的の可能性もあると言われております。架空の団体や弁護士を名乗って電話をかけてきている例がふえているようですが、市内での状況とこういった特殊詐欺防止対策の一層の強化について最後に市長の取り組みの決意についてお伺いいたします。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 市長の決意ということでございますけれども、市民にかかわる防災とか治安、それから交通安全等につきましては、市民の生命と財産を守る市長の重要な責務というふうに思っているところでございます。今回ご質問の特殊詐欺、これにつきましては警察の所管ではございますけれども、警察だけでできるものではなく、警

察、行政、関係団体、それから地域町内会一体となって進めていかなければならないというふうに思っております。今ほど市民部長の答弁の中で1, 100世帯、独居老人、65歳以上を全部回ったと、これ職員15名体制で回りましたけれども、これができるのは恐らく砂川だけでないかと。といいますのは、その前に高齢者いきいき支え合い条例で65歳以上の独居老人の状況を市が全部把握しているというのがございます。ですから、短期間で回ることができたと。あの条例の効果は市民を守るのにいろんなところで生かされてきているなど、より一層そういう砂川市の有利な点を使いながら、一人でも市民が詐欺に遭わないと、そんなような努力をしていきたいなというふうに思っておりますし、もう一点は、今回の砂川警察署の署長は従来の方とちょっと違うところがございます。詐欺の手口、それを何で隠すのだと、この手口を公表して、それを注意喚起しないと防げないだろうということで、市のほうに直接その情報が流れるようになったのは今の署長になってからでございます。より一層行政と警察が連携を深めながら、一人でも詐欺に遭わないと、そんな方法をもとに関係団体と一緒に取組んでまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長 飯澤明彦君 星洋一議員。

○星 洋一議員 心強いお言葉、大変ありがとうございました。

次に、国民健康保険制度の広域化について再質問いたします。国民健康保険の広域化は、ご答弁にもありましたけれども、各都道府県が財政運営の責任者になります。具体的には、北海道が国民健康保険運営方針を決め、財政運営は北海道が国保医療費の推計を行って、各市町村ごとの拠出金の額を決定することになっています。この拠出金の額は、各市町村ごとの医療費水準及び所得水準を反映するとされています。したがって、医療費の抑制と現在より高い保険税になるおそれがあると言われております。また、保健、健診事業が後退したり、少なくなる危険性が指摘されていますが、砂川市の場合どうなのか、今後の見通しについてお伺いいたします。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 国保の都道府県化に伴う今後の見通しということでございますが、ただいまの質問の中で、北海道が道内一律の標準的な保険料率を定めるということになりますから、砂川市においては今医療費は1人当たり高いのですが、国保税自体は全道平均より低いという状況になっておりますので、この標準的な保険料率は恐らく今より上がる可能性があります。ただ、今お話があったように、例えば収納率が高いですとか、医療費が低いですとか、あるいは健診率が高いと、この辺が保険料率に加味されるというような情報も入っておりますので、これは今後都道府県と市町村の間の詳細な話し合い、協議によって詰まってくるものだろうというふうに思っておりますので、なるべく頑張っている市町村が税率を低く抑えられるというようなことについて砂川市としては望んでいるところでございますので、今後の協議においては少なくとも砂川市として意見を述べる場が

あれば、それは申し述べてまいりたいというふうに考えております。

○議長 飯澤明彦君 星洋一議員。

○星 洋一議員 医療費が高く、国民健康保険税が低いということでありましたので、そこは理解いたしました。

次に、国民健康保険は国民の約3分の1が加入する最大の医療保険ですが、砂川市の場合を見ると加入世帯や被保険者数が減少傾向にあるように思われます。事務報告書によると、平成25年度は28世帯、108人減少、平成26年度は95世帯、192人減少、この2年間で123世帯、300人が減少しておりますが、今後5年、10年後はどうか推計された数字があれば、お伺いいたします。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 5年後、10年後の国保の被保険者数ということでございますが、こちらのほうは実際上本年3月に介護の関係で高齢者の保健福祉計画、介護保険事業計画というものを推計値として使っている部分がございます。この推計値を平成27年3月の国保の被保険者数の加入率を掛けて5年後、10年後という数字を出したものがございますので、お話をさせていただきたいと思いますが、まず本年3月末については国保の被保険者数全体で4,543人でございます。これが5年後の平成32年3月末におきましては4,072人、471人、率で10.3%の減ということになります。それから、10年後の平成37年3月末におきましては3,592人となり、951人、率で21%の減となる見通しでございます。

○議長 飯澤明彦君 星洋一議員。

○星 洋一議員 5年後に10.3%減、10年後に21%ですか、減をしていくということですので、今後老人が減って行って、子供さんたちはいますので、今の我々よりも上の世代が亡くなっていけば、だんだんまた減少していくのかなというようなことが考えられます。

それで、4回目の質問ですけれども、国民健康保険制度の問題点が広域化、都道府県化で解決できるものではありません。それどころか保健、健診事業が後退して医療費が高騰し、保険税が際限なく上がり続けるという大きな心配があります。国民健康保険制度の構造的な問題は、被保険者が低所得者であり、さらに医療費がかかる高齢者が多く、初めから保険料で賄うことのできない社会保険であります。したがって、国民健康保険制度の問題点の解決は、全国知事会が要望している国庫負担の増額であります。国民皆保険を守るというのであれば、国がその責任を果たして国庫負担率を大幅に引き上げ、国庫負担をふやして加入者の負担軽減と健康を守ることだと思っておりますが、砂川市は全国知事会が要望しているように政府に対して国庫負担の増額を強く要望していくお考えがあるかどうか、最後に市長にお伺いしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 国民健康保険の制度自体でございます。私自身も、国保制度が当初つくられた制度というのは、自営業者を対象としていたと、その時代はそれで国保事業は成り立っていたわけでございますけれども、長年の不況の中で本来想定していない企業に勤めていても保険の当たらない人たち、所得の低い人たちが国保に流れてきて、国保制度自体が崩壊してきているというのが今の現状でございます。星議員の言われるとおり、これから各市町村でそのまま存続していくのは大変厳しい状況というのは、全道市長会、全国市長会でも話を聞いているところで、全国市長会としても国には、国庫負担をもっと出して国で見るようにしないとこれはもたないという話をしております。それは要望で、全国市長会から国のほうに要望しております。

ただ、私自身もずっと思うのですけれども、努力してやっている市町村と、努力していないとは言いませんけれども、国民健康保険料がすごく高いところと低いところが一緒になると、砂川市は全国平均、全道平均より低いところにあって、一緒になるとうちの保険料が高くなるのでないかということで、その辺の頑張っている市町村とそうでないところとの差をどうしていくのだと、それを埋めてくれるのかというのが従来から私が言っていたことございまして、先ほど市民部長も答弁申し上げましたけれども、これから道と関係市町村との協議の場があると思いますけれども、砂川市は砂川市の特定健診をふやしたり率を上げたりして国民健康保険税をなるべく上がらない方向で努力してきたという実績もあり、その辺を踏まえながら道と関係市町村と協議してまいりたいと、このように思っております。

○議長 飯澤明彦君 星洋一議員。

○星 洋一議員 どうもありがとうございました。今後とも、国保に入っている方は低所得者層が多いわけですから、国庫負担の増額を強く要望していただいてやっていただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 （登壇） 私は、大きく3点について一般質問を行います。

まず、第1点、市内農業の今後について伺います。農業従事者の高齢化が進んでいると思います。農業従事者の直近の年齢構成と新規就農者をふやすための新しい施策についてお伺いをします。

2点目は、空き店舗助成の見直しについてであります。砂川市中小企業等振興条例第8条、商店街店舗整備事業に対する助成のうち、空き店舗活用の助成でこれまで助成適用とならなかった件数とその理由について、そして今後の見直しの考え方についてお伺いします。

大きな3点目は、駅前歩道の通行どめについてであります。現在通行どめとなっている歩道は道道砂川停車場線で、その通行どめの要因は空き家の適正な管理がされていないた

めだと思えます。これまでの北海道及び砂川市の対応と今後の取り組みについてをお伺いします。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 田伏清巳君（登壇） 大きな1、市内農業の今後についてご答弁申し上げます。

まず初めに、市内の農業従事者の直近の年齢構成でございますが、平成27年4月現在の農業委員会選挙人名簿によります年齢構成は、農業従事者総数583人、年齢構成は20歳代が18人で全体の3.1%、30代が29人で5.0%、40代が42人で7.2%、50代が97人で16.6%、60代が116人で19.9%、70代が126人で21.6%、80代が132人で22.6%、90代が23人の4.0%で、平均年齢は67歳となります。また、65歳以上の農業従事者数は339人で、総従事者数の58.1%を占めております。

次に、新規就農者をふやすための新しい施策についてご答弁申し上げます。現在実施しております新規就農者対策ですが、国の補助を活用した青年就農給付金事業があります。当該事業は、45歳未満で新規に就農した農業者に最長5年間、年間150万円を給付する事業で、平成26年度は10名の就農者が給付を受けております。市の単独事業としましては、農地の賃料や農業機械、農業施設、資材の購入に係る経費を助成する砂川市新規就農者支援事業を実施しているところであります。そのほか、農業機械の導入に対して支援する経営体育成支援事業、農業研修時に給付金を給付する青年就農給付金研修型、北海道農業担い手センターで実施しております家賃補助や大型免許取得補助などを活用しまして新規就農者への支援を実施しているところであります。また、新規就農に係る相談業務につきましては、砂川市農業担い手センターとして農政課、農業委員会、新砂川農協、空知農業改良普及センター中空知支所が連携を図り、必要に応じ北海道農業担い手センター就農コーディネーターの助言等を受け、相談業務を実施しているところであります。近年の市内における新規就農者数は、平成23年3名、平成24年、25年が各4名、平成26年、27年が各1名という状況であります。新規就農者をふやすための新たな施策ですが、水稻やタマネギ等の土地利用型農業につきましては営農に多くの農地が必要となり、また大型の農業機械も必要となり、農外からの新規就農が厳しい状況であります。しかし、トマトやキュウリ等の施設園芸営農であれば必要とする農地の面積も土地利用型農業よりも小さく、初期投資も少なく済むものであります。市内では施設園芸農業も盛んであり、先進農家も多いことから、小規模な農地で初期投資が比較的少ない施設園芸農業のメリットを売りに研修生を募集し、新規就農につなげていきたいと考えております。まずは、市内の指導農業士のほか、複数の農作物ごとの研修先となる農家の確保を含めた受け入れ体制の強化や市で実施しております新規就農施策の情報の発信等を進めていく考えであります。また、新規就農者向けのパンフレットの作成やお試し暮らし施設を活用した短期間の

農業体験研修等も検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、大きな2、空き店舗助成の見直しについてご答弁申し上げます。商店街店舗整備事業に対する助成につきましては、小売商業店舗等の新築等をしたとき、空き店舗を購入または賃貸借等をし、小売商業店舗等を開店したとき、景観形成を図るため、地域協定に基づいて建築物または構築物を整備したときの3事業のいずれかに該当する事業を行う者に対し助成金を交付しております。助成金の額につきましては、1つ目の小売商業店舗等の新築等をしたときは不動産取得税の課税標準となるべき額の10%以内、限度額500万円を、2つ目の空き店舗を購入または賃貸借等をし、小売商業店舗等を開店したときは店内改装費補助として対象工事費の30%以内、限度額200万円を、店舗の賃借料として家賃の70%以内、限度額月額10万円を、3つ目の景観形成を図るため、地域協定に基づいて建築物または構築物を整備したときは、地域協定に基づき整備した費用の50%以内、限度額100万円を助成しているところであります。平成26年度では、店内改装費補助として2件、262万6,624円、店舗の賃借料助成として3件、12万7,948円の実績があったところでございます。ご質問のこれまで助成適用とならなかった件数とその理由につきましては、助成適用とならなかった件数は、ここ数年では新規開店するに当たり店舗購入、改装等をしたものの、建物が元店舗でなかったため、助成対象にならなかったものが2件あったところであります。今後見直しをする考えにつきましては、全国的にも空き店舗の多いシャッター通り商店街が増加傾向にある現状を踏まえ、新規出店をより一層支援するため、建物要件などの拡充について調査検討しているところであります。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君（登壇） 大きな3、駅前歩道の通行どめについてご答弁申し上げます。

道道砂川停車場線の砂川市東1条北2丁目の空き家前の歩道が通行どめとされておりますが、原因は道道を管理する北海道が平成26年8月8日の道路パトロールで空き家に設置されている看板の部品の一部が破損、落下していることを発見し、今後も部品が落下するおそれがあることから、歩行者の安全を確保するために同日から歩道の通行どめを行ったところであります。この建物は、これまでも雪庇ができていたことなど歩行者に危険が及ぶ可能性があることから、北海道は歩道を冬期間通行どめとしていたところでありますので、さらに道路パトロールを強化するとともに、所有者の法人取締役に危険物の除去を行うよう文書で要請を行ったと聞いているところであります。市といたしましては、管理不全な状態の空き家対策としての取り組みについて昨日のご質問でご答弁を申し上げているように対応しており、北海道には歩道の通行どめの解除に向けた取り組みを要望しているところであります。今後の対応として、北海道は建物管理者が危険状態の改善を行わなければ、道路法に基づき、引き続き通行どめを行い、歩行者の安全を図っていくとのこと

であります。砂川市としましては、管理不全な状態の空き家として対応するとともに、引き続き北海道に対し情報提供や通行どめの解除に向けた要望をしてまいります。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 順次質問をしていきます。

まず、1点目の市内農業の今後についてのことなのですが、今説明を受けましたけれども、高齢化率は砂川市の高齢化率から比べれば2倍と言ったら大げさですが、相当な高齢化率で、この数字というのは農業委員の選挙の関係ということなので、本当に基幹的に農業に従事しているという形の方々にするとちょっと変化があるのかなと、以前にちょっと農業センサスというのを調べたことがあったのですが、そのときは65歳の基幹産業の農業従事者というのは、これ平成20年でしたけれども、もう既に68%にもなっていて、特に70歳以上が本当に多かったという現状を私調べています。それで、それからもう既に7年もたっていますから、この高齢化率というのはもっともっと進んでいるのだろうなというふうに思うのです。部長が考えられていく今後の高齢化、先ほど中道議員のところでも話が出ていましたけれども、砂川市の農業は高齢化と、それから後継者不足によってというお話がありました。ここまで大きな高齢化が進んでいて、ということになっていくと、今後の農業はどんなふうなことが予想されるというふうにお考えなのかをお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 田伏清巳君 ちなみに、農業委員選挙人名簿の定義ですが、小黒議員さんがおっしゃるように、主たる農業者プラスアルファの方も入っておりまして、定義としては満年齢が20歳以上で農業の世帯主、加えて同居の親族の方たち、おおむね年間60日以上耕作に従事する方たちが入っているということなので、小黒議員さんのお調べのセンサスよりは少し人数はふえているかなと思いますが、手元資料が選挙人名簿なので、こちらのほうでお話をさせていただきたいと思います。

私の手元にあります数字が平成27年3月31日現在ということで、この総体人数が583名という人数になっております。これ10年前の資料も手元にございまして、ここを確認しますと平成17年3月末現在でこの定義による農業従事者の人数が744名ということで、まず農業従事者自身がこの10年で161名減少されているなということになります。これは、砂川の人口全体の比率もありますので、農業だけに特化した話ではないのかもしれませんが、まず従事者は確実に減っていらっしゃるということが考えられます。それと、65歳以上が58.1%となっておりますが、10年前の比率は65歳以上が53.1%ですから、ここでまず高齢化になっているなという読み取りができるかと思えます。逆に若いほうに目を向けますと、20代と30代が直近の平成27年3月末でいきますと全体の構成比の中で8.1%を占めています。40代、50代が合わせまして23.8%になります。合計で20代から50代までで31.9%という数字になります。これ

が10年前になりますと、20代から30代が8.0%、40代から50代が29.2%で、20代から50代の合計が10年前は37.2%になりますから、20代と30代の占める割合はそんなに大きく変化はございませんけれども、一番経営者として中心になる40代、50代の人数がやはり減少している。総体的には20代から50代的人数が減少しているなというふうに考えております。この状況でいきますと、農地の大きさというのは自然になくなるものではありませんので、農地として活用できるところは今後も変わらない中で、農業従事者の新しい担い手さんですとか後継ぎの皆様をしっかりとふやしていかないと、休耕田なり廃農する農家がふえていく、そういうことが懸念されるなというふうに考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 親切に答えていただくのはいいのですが、もう少し手短に、一問一答なので、答弁のほうもそういうふうにしてください。

今おっしゃったとおりで、私も同じように高齢化、そして担い手不足、耕作不能、耕作放棄地、そしてということになっていくと思うのです。今回選挙もあつたりで、市内のいろんな農業の方々とも話す機会があつたのですけれども、50、60、働き盛りの方々も口をそろえておっしゃるのが、このままでいくと砂川の市内の農業、地域崩壊するかもしれないぐらいの非常な危機感を持っていらっしゃいました。私が考える中でも、先ほど部長がおっしゃったとおり農地というのは変わらないわけですから、あとそこをどうするかといえば、先ほど中道議員がおっしゃっていた少ない人数で維持させるため、少ない人数で広い面積を何とかやっていく。つまり土地改良事業のことと、それから農業をする人たちを基本的にふやしていくということ、この2つしかないと思うのです。

私は、新しい新規就農の関係で今お伺いをするわけですが、私は札幌の新規就農等を扱ってくれる担い手センターというところに行ってきたのです。いろいろおもしろい話を聞かせていただいたのですけれども、どうもよそから砂川を見るときに、よそから見ればすごくいい特色がある、農業的にも可能性は十分ありそうな場所なのだけれども、どうも発信がないなというふうなことを残念ながらお伺いをしました。実際担い手センターという窓口も市にはありますよね、あるのだけれども、なかなかそこがわからないという状況もあるのかなというふうに思うのです。それはとても残念なことだなというふうにも思いますし、今後何とか新しい人たちをふやしていくというのはとても大事なことだろうというふうに思うのですけれども、そこで今後将来を見据えた農業政策みたいなものが当然必要なのだろうというふうに思うわけです。

砂川はすごく好条件だと私が勝手に思うのは、担い手センターでお伺いしてきたときも、先ほど部長がおっしゃったとおりで、稲作というのはやっぱりなかなか新規就農がやりづらいということもお伺いをしました。実は、道内で新規就農を志してくる人たちは1年間大体600人か700人、道内全体でそのぐらいの数だそうなのですが、そのうち

稲作というのは多いのは多いのだけれども、ここで問題になってくるのは全くの新規参入者が稲作にと来るのはごくごく少なくなってしまう。野菜や何かは多いのですけれども、そういうふうを考えていったときに、砂川というのは案外大きな大きな稲作をやっているという方々よりも近郊の野菜というふうな形でやっていくことでもまだまだやっていける砂川だと思っているのです。また、大消費地である札幌というところが近いから、上手に農作物をうまく展開していけば、大きな面積を確保しなくても若い人たちでもいろんなアイデアで売れるような野菜をどんどんつくって発信していけるのではないかと、つまり商売になるのではないかなというふうに私は思うのです。そういうところを発信していくことについて、先ほど新しい施策はというのをちょっとお伺いしましたけれども、もう少し、農政としてこんなことを新規就農をふやすためにしていきたいのだということをもうちょっと具体的に話を伺えればと思うのですが。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 田伏清巳君 発信不足ですとか、逆に言えば魅力があるのに発信をしていないという意味だと思いますけれども、そこも含めてのご質問であります。中道議員さんのお話とも相通ずるものがありまして、水田はなかなか大変なのですけれども、野菜のほうは非常に可能性があるということです。根幹的な部分をなるべく短目にお話ししますが、結構多くの方たちが私どもの農政課にもご相談に参りますけれども、そこでしっかり農業をするのはどういうことだとわかっていらっしゃる方と本当に夢のみでお見えになる方がいらっしゃいます。資金ですとか技術、それから農地、住宅、施設、機械を準備するというこれからの大きな作業を認識せずに見えられる方がいらっしゃるのです。私が何を考えているかという、事前の研修が非常に大事であると、いきなり夢だけで、販路もありますし、商圈もあるから、農業はいいのだよというのはもちろん間違いではないでしょうけれども、その前に、やはり商売ですから、経営者としての認識をしっかり研修してもらおう。私どもは特に農業未経験者の方は2年間必ず研修をしてくださいというふうにお願いをしております。この研修の部分をしっかり強化をしていきたいなということ、砂川市はまちの魅力ももちろんなのですけれども、研修に力を入れていまして、そこをしっかりと発信できる、そういうところに着目をして進めていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 その研修というのも非常に大事だと思うのです。そこで本当に農業をやっていくのか、いや、俺合わないなということだってあると思うのですけれども、そういうふうになったときに、外から見たときにこの砂川市は研修をするということを大事に思っているのだなという発信ができていくかという、なかなかできていないのではないかなというふうに私は思います。それで、新規就農にしたって、やっぱり商売、自分で仕事、企業を起こそうとすることになるわけですから、普通の企業と同じようなことです。まず

必要なのは、自分がそこに合っている仕事なのかどうか、今おっしゃった研修ということが大事だと思います。もう一つは、ここに住まないと、住んでみてその研修を受けないと、ある程度の期間をその中で過ごしてみないと、この土地で私はしっかりと農業を本腰でやったらいいのかどうかという判断もつかないわけです。もう一つは、農業をやろうとしたときに、ではその基本である農地って本当に手に入るのだろうかと思うのです。もう一つは、企業をやっていく上にはどうしてもお金、資金がどういうふうになっていくのかと、この4つが企業を起こしていくための、企業としての農業にとってもとても大事なことだろうと思うのですけれども、この辺に対して今研修という意味では部長はお話しされましたけれども、ほかの私が言った3点について、砂川市は例えば新規就農を砂川でやりたいという若い人が来たときにどういうふうなお答えができるのか、受け入れはどういうふうな、具体的にどこでということまで言えるのかどうか、ここをお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 田伏清巳君 基本的に農協さんですとか私どもが相談窓口になりますが、従来ほとんど砂川市の農政課に来る方が多いという傾向でございます。その皆様にお話をさせていただくのは、当然まず技術、ノウハウというのはプロから教えてもらう機関が必要であります。それから、単純に技術、ノウハウを知り得たとしても、まず農地を確保しなければならないのだと、こういうところはうちの農業委員会が市内の農地の状況を把握しておりますので、その地先の方ですとか、農協さんを通じてこういう希望者がいるというところは中継ぎをさせていただきますが、農地の確保が簡単なものではないのだということもしっかりと伝えます。むしろそれができないのだということも伝えます。それから、住む家です。さらには、その資金なのですけれども、単純に補助金があるから研修を受けてみるとか、補助金があるから就農するのではなくて、一説によりますと個人でも300万円前後本来は蓄えがあって、その上で農業を始めるという心構えが必要なのだという説もございます。これは農家の規模によっていろいろ違うと思いますが、そういうところはしっかりと包み隠さずお話を事前にさせていただく。そういう心構えで市内の前向きな農家の方たちと受け入れ先をつなげるというようなお話をさせていただいているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 農業というのは、第1次産業的な農業ばかりでなく、砂川市内にとっては環境であったり、保水であったり、それから緑豊かということにも非常に貢献される産業だというふうに思うのですけれども、そういう意味からいけば、やっぱり大切に守っていかねばいけないというふうに私は思うのです。それプラス、例えば新規就農がうまくいったり、あるいはUターンで後継者の人たちが砂川に戻ってきてくれるということがより多くなれば、もちろん移住、定住の一つでもあるし、人口増にもなるし、就業支援と

いう形にもなってくるわけですから、これは農業は農業だけの問題では絶対ないと思うのです。つまり今言った新規就農が砂川にちょっと聞きに行ってみようか、ということをおぼせるための、これは企業誘致と一緒に、やっぱりしっかりとオール砂川でやっていかなければいけないと思うのですけれども、ぜひぜひそんなような意味で大切な農業を今後もしっかりとやるための経済部長のお覚悟をお聞かせください。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 田伏清巳君 今黒弘議員さんおっしゃるとおりでありまして、今までは農業というのは野菜をつくる、お米をつくるというところの視点で見がちですけれども、これは完全に経済活動でありまして、商業も工業も農業も企業活動、経営者としての認識をしっかり持っていただけるように、これは農政課とか商工労働観光課のセクト主義ではなくて、経済部が一体となって農業者の皆様のご支援をさせていただきたいということと、議員ご指摘のとおり、札幌の担い手センターさんとのパイプもしっかりさらに強化をして、担い手センターさんにも砂川はいいところなのですよというPRもしてまいりたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 黒弘議員の質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午後 0時59分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

黒弘議員の質問を許します。

○黒弘議員 それでは、2点目から始めてまいります。空き店舗の助成の見直しについてをお伺いしています。

これまで補助の適用にならなかったのは直近では2件あったというお話なのですけれども、多分これは新しくやろうとした業種の問題ではなく、入ろうとしたところのものの店舗だったのかどうかという点だとは思っているのですけれども、これは何でだめだったのか、ちょっとお伺いしたいです。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 田伏清巳君 現在の条例に基づく店舗もしくは空き店舗の規定、考え方なのですが、小売の商業店舗、それからサービス業、それから主として食事を中心とする一般飲食店、ここが事業をやめられてシャッターがおりたところは空き店舗という定義にしております。ここに入ったところに支援をすると、新しく創業された方に支援をするというつくりになっています。対象にならなかった2件の方というのは、1件が元建設会社の事務所であった、もう一件は生命保険会社の事務所であったということで、この定義には当てはまらなかったということからでございます。

○議長 飯澤明彦君 黒弘議員。

○小黒 弘議員 実は、条例あるいは規則、要綱を見ていくと、新しく入ろうとしたところのはきちっと書いてあるのです。どういう店舗でないかだめだと。ところが、もともとどうだったかということについては、条例やいろんなものを見ていっても、ただ空き店舗と書いてあるだけなのです。それで、1件は元事務所だったからだめだった、もう一件は保険会社だったからだめだったという今部長のお答えだったのですけれども、これそもそも条例、規則、要綱そのものの不備ではないかなというふうに思うわけです。空き店舗という定義がどこにあるかということがどこにも書かれていない。だから、事務所だったり保険会社だったりということになって、それは適用にならないですということになってしまったのだろうかというふうに私は思っているのです。ただ、新しく入る人たちはどういう業種だったらいいかという、そのものはあります。では果たして保険会社というのが店舗に当たらないのかどうかということなのです。普通でいけば、まさにサービス業の一環になるわけですし、当然ここは店舗とみなされるべきだろうなど。新しく店舗となるところは日本標準産業分類による、これ条例読んでいるのですけれども、小売業、飲食店及びサービス業を含むものとする、こう書いてあるわけです。つまりサービス業というのは、保険業は全くサービス業に分類上入るのです。ということは、ここも十分適用になってよかったはずだったのです。ところが、条例見ても、規則見ても、要綱見ても、その空き店舗がどういうものかって全然書かれていないので、残念ながら2件目のところは本来助成の対象になるべきはずだったのになっていなかったという事実を部長はお認めになりますか。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 田伏清巳君 まず、このつくり自体が中小企業を応援するつくりになっておりまして、企業体の大きさでいいますと保険会社というのは非常に大企業であったというところの考え方があるのです。ですから、そもそもそれがこの条例に規定するところの中小企業の跡地であったかというところの見方をさせていただきました。したがって、そこでまず大きなずれが生じたのかもしれないかもしれません。小売店舗、それから飲食業、それからサービス業ということに関しましては、大きな大分類でいけば生命保険会社もサービス業になるのかもしれないというふうには考えるところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 条例、規則、要綱の不備を今ここで突いていってもしようがないとは思っています。ただ、残念ながら本来適用になるべきところが適用にならなかったということは、もっとも誰が見ても空き店舗はどのような空き店舗なのだとすることがどこかでちゃんとわかっていなければいけないと思うのです。多分に職員の中のこれはどうなのだろう、ああなのだろう、前例がこうだったから今回もだめかなというような判断で決めてしまっただけで、特に条例、規則、要綱に書かれているものは誰が見てもしっかりと、よそから見てもこういうものなのだとすることがわかるべきだというふうに私は思っています。そのところも含めて今後見直しということ、部長は先ほど検討されていると言ってい

たので、その検討の中身を少しお伺いします。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 田伏清巳君 まだ組織といいますか、経済部全体の見解が出ていない中でのご答弁になりますけれども、そもそもこの中小企業等振興条例の中の空き店舗の補助ができたのは平成11年でした。この当時は……

[何事か呼ぶ者あり]

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今経済部長が経済部全体の中のちゃんとした形ではないけれども、答弁と言っているのです。これは、僕はだめです。経済部長が答えるのだから、経済部としてちゃんまとめたものを話してください。

○経済部長 田伏清巳君 今申し上げましたのは、経済部として条例改正に向けての確実な路線がまだ見えていないという意味でございましたので、大変失礼いたしました。

まず、平成11年にこの条例ができて、その当時はまだそんなに空き店舗が騒がれていない時期でありました。その中で、空き店舗ができたところにお店をさらに開いていただいて空き店舗を埋めていこうという、そういう見解だったものですから、空き店舗のみに集中をしたつくりになっておりました。それが現在はもちろん非常に空き店舗もふえましたし、さらにはいろんな形で砂川市内でお店を開きたいという起業、創業に対して意欲的な方たちも大変ふえてまいりました。私どもは今、はっきりと明確に言えないのですけれども、向かおうとしている方向性は、空き店舗を埋めるということももちろんですけれども、砂川市内で起業、創業をしていただく、そういう方たちへの支援という形に少し幅を広げて支援する方向にいきたいなということがまず1つです。まず、空き店舗に関してはこういうことでございます。あくまでも全体のまとまりができていないものですから、まず空き店舗に関してはこういうことでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私は空き店舗の補助の見直しについてどうですかと通告をしまして、答弁としてはその見直しを検討していますとおっしゃっているので、そのことについてどうなのかをお伺いします。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 田伏清巳君 大変失礼しました。

空き店舗がもと何であったかという定義も含めまして、空き店舗の見直しを進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、ちょっと訂正させていただきます。私今条例、平成11年と申しましたが、平成7年でございました。それと、先ほどの生命保険会社、分類の仕方でありましてけれども、私どもの分類の見解はサービス業ではなくて金融業及び保険業という見方をしていたというところでございました。

大変失礼しました。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ここで訂正をしていっても、私の質問の時間は戻らないのです。サービス業で認めたでしょう。

今ここで話をしたいのは、店舗について見直しをするというふうなお話だったのですが、いつごろこれは見直しをされるというふうにしていらっしゃるのでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 田伏清巳君 私ども今目指しているのは、来年の3月議会への提案と考えております。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私は、なるべくこういうことって、今部長も当然今の条例より、あるいは規則より空き店舗についてはもうちょっと広げた形で、あるいは緩やかな形でいろいろなものが適用になったほうがいいのではないかというお考えは持っていたらと思うのです。だとすれば、これはとにかく早く、もっと全体的にいろいろ条例を見直したいという気持ちが何となく見えましたけれども、それはそれで、これ来年3月までという、この間で何とかお店をやりたいという人たちのチャンスを奪うことになるわけです。これは市長にぜひお答えを私はいただきたいと思っているのですけれども、市長も今経済部長がおっしゃったと同じような空き店舗についてお気持ちをお持ちなのかどうか、まずお伺いをしたいと思うのですけれども。

○議長 飯澤明彦君 暫時休憩します。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時12分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 空き店舗の物の考え方でございますけれども、私も1件該当にならなかったという例は聞いてございます。直接本人にも会って話をさせていただきますけれども、従来の条例というか、決まりでは弾力性がないのではないかと、要するに我々が求めているのは、言葉の定義よりも、あいているところを何とか埋めながら、希望している人を応援していけばいいのではないかと、それをどうして制限するのだと。今経済部長が答弁にちょっと言いづらかったのは、今の条例はエリアを限っていると、だけれども今スマートインターチェンジも通ってくると、もっと幅広く、そのエリアの問題も含めて解決していきたいと、こういう経済部の考え方がございますから、それはそれで一理あるなと。そのエリアの問題も含めると、早急、なるべく早くやれるのならやりたいのですけれども、9月にすぐ出すというのは、そこまでの整理をするのにちょっと時間をいただきたいということですから、私自身は別に3月議会にこだわるものではございません。砂川市

のためになるなら、本来は原則的には政策予算は3月議会だろうというのはあるけれども、現実にはそういう要望があったりそういうことがあるのだったら、それをかたくなに3月だということではなくて、従来でも9月議会に出したこともあるし、12月議会に出したこともあると、そういう弾力性は行政は持っておりますので、そのエリアも含めて考えているということでご理解をいただければというふうに思っております。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 市長も適用にならなかったところの案件というのはご存じなのだろうと思うし、しかももっと弾力的にということも市長はおわかりになっていらっしゃるし、ご自身でもそういうふう感じていらっしゃるのだろうというふうに思うのです。だとするならば、なぜこの6月ではなかったのかなと私は思うわけです。経済部がもう少し違うことを考えているなら考えているで、まずここをやって、さらにいいことはまたやればいいわけで、それこそ市長の今まで言っているトップダウンであり、スピーディーな行政なわけです。この6月では残念ながら出なかったの、なるべくこれについては急がれたほうがいいなというふうに思うのですけれども、私は自分なりのことを言うならば、やっぱりエリアはエリアとしてあったほうが私はいいと思っています。ただ、空き店舗なのかどうなのか、これは普通の民家でもそのエリア内にあって、お店をやってくれるという方がいらっしゃるならば、この条例に適用したほうがいいと思うのです。今の若い人たちって意外と古い家を改造してお店をつくるなんていうのがはやりでもあるので、こういう点も含めて、なるべく多くのお店が、若い人たちでも、もちろん若い人ばかりでなくても、にぎやかなエリア内にどんどん出てきてもらえればいいことなわけですから、少なくともそんなふうな形の見直しというのをぜひ早くやってほしいと思うのですけれども、これについてのお考えをお伺いをいたします。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 小黒議員の言うとおりでというふうに思っておりまして、先ほどもそのように申したつもりですけれども、ただエリアの問題もあって、今その辺は効果も含めて内部で検討しているということですから、見解的には、エリアの問題は小黒議員さんとちょっと違うかもしれませんが、物の考え方自体は全く一緒ですので、なるべく早く出せるように頑張ります。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 わかりました。

それでは、最後の3番目の駅前歩道の通行どめの関係ですけれども、これは駅をおりるたびに本当に何とかならないのかなというふうに正直思います。これも選挙の間中言われたこと、言われたこと。何であれを、駅前というのはある程度砂川市の顔なのではないかと、顔そのものが傷がついてしまっているということ。今議会でも、多分私と同じよう

な思いをされた議員さんがいっぱいいたのでしょうか、同じことで3人の議員がこのことを一般質問するというのはそうあったことではない。それほど気になっている早く解決をしたい問題だというふうに理解をしてほしいなと思うのですけれども、先ほど部長のお答えでいくと、北海道の対応というのをある程度、あそこは道道ですから、そもそも通行どめにしたのは北海道なわけですから、北海道の対応というのを少し聞かせていただいたのですけれども、砂川市としてもさっきも言ったようにあの顔が通行どめになっているということは相当原課でも気にされていたと思うのです。さっきちょっと話をされたのだけでも、もう少し北海道の動きというのを聞かせていただきたいと思うのですけれども。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君 1回目の答弁でもお答えしましたけれども、あくまでもあそこは道道でございます、道路管理者は北海道でございます。北海道がまず通行どめの解除に向けてそれぞれ対応してまいりますし、砂川市はその北海道に情報提供等協力して、通行どめの解除をしていただくということに協力をしていくところでございます。北海道といたしまして、先ほどお答えしましたけれども、所有者の役員の方に文書で要請したり、また歩道の通行どめをしております。また、北海道のほうでは、お聞きしますと砂川警察署のほうにもご相談されているというようなことで、いろいろな方策をとって今通行どめの解除に当たっていらっしゃる、そういうふうにお聞きしてございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 問題なのは、行政と行政のはざまにこの問題があるということなのです。私もことし滝川にある札幌建設管理部滝川出張所、まさに今通行どめの看板を立てているところですが、そこへ行っていろいろお話を伺いました。それなりに対応していただいていることは、今部長が言ったように、もう少し詳しく聞きましたけれども、動いてくれていることはわかっているのですけれども、ただ問題は空き家、空き店舗が問題なのだ、こうなわけです。そこは砂川市さんがどうかと、こうなるわけです。砂川市にしてみると、あそこは道道だから、今度道へ行くと、あそこの危険物が問題だからと、こうなるわけです。

それですと今まで、今まではまだ冬の、まだではないね、あれだって大変なことだったのだけれども、冬の通行どめから一年中の通行どめになってしまった。皆さんよくわかると思うのだけれども、あそこ残念ながら、多分銀行を利用する人たちだと思うのだけれども、路上駐車をします。通行どめがあって、路上駐車の車があって、人はどう歩くかという、この駐車した車のもっとセンターラインのほうを歩くことになるわけです。これ何人も、年寄りも若い人たちも、特に朝方になったら若い人たちも、残念ながら一々向こう側の信号は渡らない。駐車してあっても、そこの車道側を歩いてしまう。これは、しょうがないと思うのです。もしも事故が起こって、北海道も市もそれからの対応だなんてことになったら、これは本当にこんな恥ずかしい話はないし、大きな事故があった後な

ので、余計しっかりと対応しなければいけないというふうに私は思うのです。

北海道に行って、土現に行って聞いてみると2つ原因があるということです。冬場のは今部長がおっしゃったように、あそこから、建物から北側に垂れ下がる雪庇の問題です。あれがいつ落ちるかどうかわからない。もう一つは、看板のぶらぶらとぶら下がった、もう今なくなったと思っているのですけれども、ぶらぶらしているものが風が吹いて誰か通行している人に当たったら困るからという、理由はこの2つなのです。道は道としていろいろ、さっきも部長が言っていた警察の道交法の関係のことも調べた。その結果として、土現が言うには、雪庇に関してはこれを高所作業車か何かで落としたとしても、所有者から何か言われるようなものではないという根拠は持っているようです。ただ、それを北海道がするのか、砂川市がするのかの問題ですということです。あのぶらぶらのものは、つまり看板からの附属物だと思うのですけれども、それに関しては誰かが引っ張ってくればねという話もしていましたけれども、私が引っ張るわけにもいかないのもわかります。あれは個人の所有物ですから、ただ本当にやることは2つなのです。その2つのためにずっとあそこが通行どめになって、市民が危険な歩行をせざるを得ないというような状況が今つくられているというのはとてもとても不幸なことだなというふうに思うのです。

それで、部長にお伺いしたいのは、もちろんこれまでの一般質問でも法律の関係、それから市の条例の関係の話はいろいろ出てきましたけれども、市の条例でもちゃんと第11条に緊急安全措置という形で、身体または財産に危険な状況が切迫していると認められるときは、市が緊急安全措置をとることができるという条例があるわけです。これ国に先んじて砂川市は空き家等の適正条例というのをつくったのです。これがあるわけです。ここには、所有者の同意を得てというふうなことがあるわけですがけれども、砂川市としてはこの所有者の同意を得るためにこれまでどんな動きをされてきたのかをお伺いします。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君 今のご質問の中で、看板のぶらぶらは今ないのでないかということなのですが、以前大きいぶらぶらしていたものは落ちたのですが、まだ小さいものが今もぶらぶら残っているということでございますので、その部分についてお答えいたします。

それから、条例の11条の関係で緊急安全措置、これ議員が言われたように空き家の所有者等の同意がなければできないというような規定となっておりまして、その中で、市といたしましては、昨日も答弁の中でお話ししましたが、所有者のところに文書でも要請しておりますし、また管理責任ある取締役のところに参りまして面談いたしまして、何とかご協力くださいと、改善してくださいというようなことを数回行きましてお話をしましたけれども、その方の返答は、自分は取締役という名前になっているけれども、本当は取締役を外してくれということで、もう亡くなっているのですけれども、代表取締役の方にそう言ったのだけれども、聞いてくれなかったと、今自分がそういう改善措置をした

ら、これからも自分の維持管理責任を認めることになるので、それはできないということで、その一点張りでございます。それで、同意が得られないものですから、今条例上の手続に入っていると、そういう状況でございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 所有者の同意を得るか得ないかということは、同意さえあればやれるのですよ、市は。だから、市がやればいいではないですか。同意を得ることはできると思うのです。これをやったら、いろんなところでこういうことが起こるといふ話になるかもしれないけれども、この駅前というのは特別です。だから、まずは同意を得て、あの残っている看板を市が取り除くようにすれば、とりあえず通行どめは解除できるというふうに思います。空き店舗そのものをどうにかするといったら、あれ鉄筋コンクリートでできている建物だから、壊すといったら何千万も、大げさかな、相当なお金かかると思います。さらに、所有者の関係で非常に面倒くさい話になると思う。だから、やるべきことを今やらなかったら、本当に何か起こった後で、あのときやっていたならばといったら、これはまずい。市長、私の質問聞いていますか、市長、聞いているの。

〔「聞いていますよ」との声あり〕

では、まずやるべきことをやること、市長、今度質問するのですよ、市長、いいですか、まず今言ったようにやるべきものは今の条例でもやれるというふうに私は考えているし、そうお金がかかる措置ではないだろうと私は思います。まず、市のやれることをやって、その次は北海道にちゃんと歩道をあけてもらうように市長が要請する、こういう動き方をしていただけるかどうかお答えください。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君 同意の件でございますけれども、やはり条例11条に定めておりますのは、所有者、管理責任者の同意がなければ、この条例で執行することはできません。それで、同意を得るべく取締役のところには面談してお願いしておりますけれども、同意を取りつけられない。だから、この条例では今のところ手をつけられないというところでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 同意を得る得方です。砂川市が本当に緊急、危険だし、歩道も通れないような状況なので、うちがやりたいのですけれども、いいですかという同意の聞き方ってしましたか。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君 一言一句今の言い方ということについてはお答えできませんけれども、とにかく今の危険な状態を改善するためにいろいろな方法があると、その中でこの条例の中でこういう条文もあるよと、そういうようなお話もいたしましてお話ししております。それでも同意は得られない、そういう状況でございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 市長も手を挙げてもらったので、最後に市長の思い、つまり駅前のこの歩道をこのままにしていって市長だって決していいとは思っていないと思うのです。そのことについて最後にお伺いをいたします。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 駅前の危険家屋の関係でございますけれども、私が市長になった24年に、あれはいよださんの向かいぐらいですか……

〔「23年」との声あり〕

23年ですか、あそこに危険な家屋があったと。ただ、建物自体は、道路管理はあそこは国であると、だから市は道義的責任はあっても法的責任は負わないと。ただ、市長としては、そこを通る市民があそこでけがしてはいけないという思いから、あれは独断で、ただ弁護士とは、法的に抵当権が入っている建物を市が壊して対抗できるかどうかと、その1点だけ確認できれば、それでオーケーであればすぐやれという指示をしました。やっぱり市民の安心、安全が私の第一義的なものでございます。

それで、駅前の関係でございますけれども、私は去年からこの建物についてはもう放っておけないから、所有者も含めて権利関係を一切全部調べろと。それと、事務レベルでは危険家屋の条例をつくったと。ただ、その条例の中には本人の同意事項が入っていると。事務方については、その同意がとれていない。ただ、とり方というのは、小黒議員の言うとおりのいろいろあって、もし何かあった場合には残っている取締役に全責任がいくのだと、市は負わないかもしれないけれども、けがするのは市民かもしれない。ただ、私がその場で心配したのは、その権利関係を全部調べてくれと、どんな方法でやれるかというのは所有関係と誰が持っているのかというのを確認しないとできないのだと。強いて言えば、もっと極論を言えば、あそこを丸ごと何とか、もうこんなことを二度と起こすの嫌だから、市が全部買うこともできないのかということまで一応検討はしてございます。残念ながら、いわゆる根抵当権が入っていて、二十何年かですかね、大分前に競売にかけられて、競売は3回しかかけられないと、3回終わった後はもうしないから、売買という形でそれを取得する方法はもうないというふうに結論がわかったので、問題はやる方法は危険物を解消するのに早く同意をもらうか、または手続を進めてくれと。条例がなければ、私の権限で代執行して、その看板の枠は取ってしまいます。それは前例ありますので。ただ、同意だけとはとにかく何とでもとってこいと、あなたのところに責任いくぞと、残っている取締役の人に。その人の同意をとらないでやっても問題が起きるかどうかわかるというのは、条例違反ということは言われるかもしれないけれども、最後はそれであっても市民の安全を守るための条例であると、それを犯したからといってやられないだろうと、だから看板は撤去するというのは代執行でできるのですけれども、問題は雪庇の問題があると、それを常時監視して、吹雪のときも全部取れるのだろうか、そうならない方法をとれないのかと

いろいろやっているのですけれども、もしやっとなとしても雪庇の問題は必ず市が常時やらなければならない。それで、道がその通行どめをやめてくれるかわからないけれども、とりあえず看板は代執行で撤去して、当面危険な状況だけは回避したいということで、再度担当のほうで本人に会って同意をもらう努力して、最後とれなければ、やらざるを得ないかなと、こんな感じでおりますので、ご理解いただきたい。ただ、時間かかったのは、権利関係で難しいというのは前々から民間の人から聞いていましたけれども、民間も買おうとして撤退していった。よっぽどの理由があるのだろうかというのを調べて、その中から解決策を、トータルで永久に解決する方法を実は先に模索していたというのございますけれども、それもなかなか難しいことがわかりましたので、代執行のほうで何とか早急にやれるよう努力します。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員（登壇） 私は、通告に基づきまして、大きく1点について一般質問をさせていただきます。

砂川市の接遇教育について。少子高齢化時代に突入して、これまでの人口増加、経済成長を前提とした市政運営の考え方や手法を根本的に見直すとともに、市民、団体、企業等のお客様との連携によるまちづくりを進めていくことが必要となりました。お客様との信頼関係、協力関係を築く第一歩として、さらなる接遇により砂川市へのイメージや評価、さらには満足度を向上させていくことが今後ますます重要になってきています。そこで、市役所、市立病院の職員接遇教育について次の点を伺います。

（1）接遇教育の現状について。

（2）接遇マニュアルの整備とホームページへの掲載について。

（3）接遇教育のための外部研修機関への委託について。

以上です。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 大きな1、砂川市の接遇教育について、市役所の職員接遇教育についてご答弁を申し上げます。

初めに、（1）職員の接遇教育の現状についてであります。接遇は職員が市民サービスを提供する上での根幹をなすものであり、信頼される公務員であるためには市民の視点に立った応接を常に心がける必要があることから、これまでも明るく笑顔で親切丁寧にお客様に接することや公務員としてふさわしい身だしなみで勤務することなど、機会あるごとに、職員研修の場や所属長に対する注意文などを通じて職員の接遇能力の向上と意識の高揚に努めてきたところであります。接遇研修につきましては、採用登録者事前研修において内部講師によるカリキュラムを組んでいるほか、中級職員研修では職場内における問題点の解決方法や上級職員研修では職場内研修を推進するためのマネジメント方法など、市民への接遇を含めてよりよい職場となるように職員一人一人が向上心を持って職務に臨

むよう、役職に応じた内部の基本研修を計画的に実施しているところであります。また、内部研修の充実を図るため、北海道市町村職員研修センターが主催する接遇指導者養成研修に職員を派遣するなど、研修講師となるべき職員の人材育成を図ってきたところでもあります。このほか、外部機関が実施する接遇研修として、新規採用職員は毎年度中空知広域市町村圏組合が主催する研修に参加し、外部講師から公務員としての接遇のポイント、コミュニケーションの大切さ、窓口や電話対応などについて学ぶことで、よりよい接遇が実践できるよう資質の向上に努めているところでもあります。

続きまして、（２）接遇マニュアルの整備とホームページへの記載についてであります。市民対応の多い一部の部署においては自主的に身だしなみ、挨拶、言葉遣い、窓口や電話での対応などについてまとめた接遇マニュアルを策定しておりますが、全庁的に共通した職員向けの接遇マニュアルは作成していないことから、ホームページへの掲載も行っていないのが現状であります。

続きまして、（３）接遇教育のための外部研修機関への委託についてであります。外部から講師を招いての職員研修につきましては、これまでメンタルヘルスも含む健康管理などをテーマとして実施してきたところであります。社会情勢の目まぐるしい変化や多様化、高度化する市民ニーズに対応した行政サービスの質の向上がより一層求められる中、職員一人一人の意識改革、能力開発は非常に重要な課題であることから、多くの職員が参加する職員研修のテーマとしてどのような内容がより効果的であるか、毎年度策定しております職員研修計画の立案段階において外部講師を招いての接遇研修を含めて検討してまいりたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君（登壇） 大きな1の砂川市の接遇教育についての市立病院の職員接遇教育についてご答弁申し上げます。

初めに、（１）接遇教育の現状についてであります。当院においては職員採用時に接遇研修を実施し、その後は医療現場の実践を通して上司から細かい指導、教育を行っております。また、職員全体への接遇研修会も随時開催してきたところであります。特に受付スタッフに関しては、接遇強化月間を設けるなど接遇向上に取り組んできているところであります。病院を運営する上で患者さんやそのご家族等のご意見、ご要望に耳を傾けることは大変重要であることから、ご意見箱の設置や患者満足度調査を実施しておりますが、その結果は各部署にフィードバックし、接遇教育に生かしております。

続きまして、（２）接遇マニュアルの整備とホームページへの掲載についてご答弁申し上げます。当院では全職員用の接遇マニュアルは作成しておりませんが、当院運営上の信念、基本精神などを表現した病院理念、それを達成、実現するために守るべき重要な事項である基本方針、さらには患者さんを中心とした最適な医療を提供するための具体的行動指針である臨床倫理方針をホームページや院内ウェブに掲載し、患者さんや職員に周知し

ております。

続きまして、（３）接遇教育のための外部研修機関への委託についてご答弁申し上げます。当院では、過去にも外部講師を招いた接遇研修を実施してきており、本年７月に外部講師を招いた接遇研修を全職員向けに実施する予定であります。医療機関においては、高い医療の質と技術を備えていても、一部の職員の言葉遣いや態度が未熟であることによってその医療機関全体の評価が低くなってしまいます。多忙な業務の中にあっても実践できる接遇を日ごろから身につけておく必要があることから、今後とも職員の接遇の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 それでは、２回目の質問に入ります。

まず、砂川市の接遇教育についてですけれども、１番目の接遇教育の現状については、市民の目線に立った対応ですとか、明るく笑顔で親切丁寧にという心構え、それから各階層別に教育をやっている現状は理解しました。そこで、ちょっとお伺いしたいのですけれども、先ほど中級職員とか上級職員とか階層別におやりになっているということなのですけれども、これ職員に置きかえるとどのような層になるのか、１点お伺いします。

それから、接遇マニュアルについては、一部の部署で作成しているものの、全庁的に共通している接遇マニュアルはまだ未整備であるということで、したがってホームページへの掲載も行っていないのが現状ですというふうにお伺いしました。民間企業では、接遇教育というのは企業教育の基本中の基本というか、マニュアルも整備されておりまして、大規模な企業になると社内のイントラネットですらいつでも閲覧できるようになっております。それから、ここ数年各自治体においても、都道府県あるいは市町村レベルにおいても、自治体においても接遇は大変重要であるという視点に立って、接遇マニュアルの作成ですとか、自治体によってはホームページに掲載しているところも見受けられます。当市においてもそのような先進地域の勉強をしながら、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。この辺については、いかがかなというふうに思います。

３番目の外部研修機関への委託なのですけれども、これ内部研修でやるとどうしてもなあなあというか、その辺厳しさというか、基本中の基本を教えるということにならないのです。私の拙い経験なのですけれども、私がたまたま合併会社に所属していた経験で申しますと、なかなか合併会社は、それぞれの会社の歴史なり生い立ちが違うものですから、社員の一体感が保てない、とれないということで、トラブルの連続でした。それを何とかしようということで社内教育をやったのですけれども、自前でやるとどうしても限界があるのです。そこで、お金は大変かかりましたけれども、お金と時間をかけて外部機関に委託したのです。この研修もふだんでしたら教育担当の部門が中心になってやるのですけれども、全く外部研修、進め方だけは打ち合わせをしましたけれども、あとの内容は外部に委託したと。社長から一般職というか、社員、非正規社員問わず全部やったのです。時間

はかかりましたけれども、その結果一体感、研修の中で座学だけではなくてロールプレイングという役割分担の実習教育もやるのです。ワークショップですけれども、そういったものもやると。これ職員に関係なく、お客様になったり、あるいは当社の社員になったりという役割分担でいろいろなケーススタディーをやるのですけれども、それをやった結果、接遇だけではなくて、いろんなところで波及効果がありまして、例えば安全教育ですとか、企業では5S、3Sという小集団活動があるのですけれども、そういったものですか、思わぬところに波及効果がありました。もちろん社内でのコミュニケーションも数段上がりました。そういったことで、そういう拙い経験なのですけれども、砂川市においても、内部研修をおやりになっていることはわかりました。また、外部に派遣していることもわかりましたけれども、いま一度外部研修についてぜひ検討していただきたいなというふうに思いますということです。

それから次に、市立病院のほうですけれども、1の接遇教育の現状については採用時、それから随時行っていると、特に受付スタッフは接遇強化月間を設けて取り組んでいるというような現状については理解しました。ただ、これも市役所と同じようなことが言えるのですけれども、内部でやるのも大変重要なことなのです。内部でやることも重要なのですが、後ほど7月にやるといったようなこともお答えになっているので、外部研修も含めてやろうとしている状況はわかりました。

次に、全職員用の接遇マニュアルですか、これはまだ作成しておりませんが、病院理念等はホームページのほうに掲載しているということで、確かにホームページのほうを拝見しましたら、理念ですとか、病院事業管理者の挨拶ですとか、病院長の挨拶ですとか、そういったものも掲載されておりました。それはそれでいいのですけれども、病院というのは診療科だとか病気の種類によって大変専門化あるいは分業化していますよね、比較的規模の大きい病院では、これは民間病院なのですけれども、やっぱり接遇マニュアルを作成して接遇教育を徹底しているのです。その結果、病院の評判もよくなるし、それから売り上げの規模拡大にもつながっているという事例も本ですとか、それからテレビ等でも報道されています。この種の内容については、インターネットにも数多く掲載されています。ただ、自治体病院でそこまでやっているかということについては、残念ながら私もまだそこまでたどり着いておりません。民間病院ではかなり浸透しております。特に大きな病院になればなるほどなのですけれども、マニュアルの整備、接遇というと皆さんどうしても安易に捉えてしまうのです。採用時の教育ですとか、階層別の教育ですとか、それも大事なのですが、通年して接遇を絶えず意識していただくというような環境整備というのも非常に大切なのです。ぜひ砂川市立病院のような大規模な病院においてはホームページなり、社内イントラネットがあろうのかどうかよくわかりませんが、そういったものに掲載していただきたいと、随時自分自身の接遇のあり方について振り返られるような環境整備を図っていただきたいなというふうに思います。

(3) の接遇教育のための外部研修機関への委託については、この7月に外部講師を招いて接遇研修を行うということ为先ほどご説明いただいたと思うのですが、外部講師を招いて行うのだということで、全部適用になってから柔軟な経営を行えるような環境整備が整ったという一つの流れとして外部機関に委託して研修をやるのだなということで、大変私はうれしく思ったところでございます。7月にやった後も、7月に終わることなく、ぜひ継続的にやっていただきたいなというふうに思いますが、その辺のお考えについてもお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 初めに、(1)にありました1回目の答弁で申し上げました職員の中級職員研修、上級職員研修という、この区分についてということでありましたが、こちらの区分につきましては職員研修計画の中で定めております区分でありまして、中級職員とは主任に昇格後2年を経過した職員ということになっておりますので、おおむね30歳を超えた職員になろうかと思えます。また、上級職員につきましては、主任に昇格後こちらは4年の職員となっておりますので、ともに職員としては主任が対象となっているところでございます。

(2)にありました接遇マニュアルの作成ということでありました。1回目の答弁で一部の部署で作成した接遇マニュアルということでお話をさせていただきましたけれども、こちらのマニュアルのほうは市民の窓口対応が最も多い市民生活課のほうで課で独自で自主的に作成したマニュアルであります。このマニュアルにつきましては、内容的に全ての職員に共通する事項も数多く記載されておりますので、こちらにつきましては職員接遇マニュアルを作成する際のベースとして活用していきたいなというふうにも考えております。マニュアルの作成については取り組んでいくという考えでありますけれども、今後どのような形で作成していくのかは検討をいろいろ進めながら、他自治体、また民間等を含めて広い視野の中でそれらについて研究、検討した中で作成したいというふうに考えているところでありますし、作成した際には市としての取り組みという形になりますので、こちらにつきましては市民に広く周知して、市としてこのような取り組みを進めているということを皆さんに知っていただくというような形でホームページ等にも記載をしまいたいと、こちらも考えているところでございます。

次に、3点目にありました外部機関研修ということで、外部機関による接遇研修ということでありました。接遇研修につきましてもさまざまな研修があろうかなというふうに思っています。現在実施しておりますのは、1回目にご答弁させていただきましたけれども、新規採用職員を中心に研修を行っているところでございます。今後につきましては、これら接遇研修につきましては、先ほどご答弁申し上げました接遇マニュアルを作成いたしますので、その接遇マニュアルの作成にあわせた中で研修に取り組んでいくのも一つの形と

してはあろうかなと、マニュアルの作成とともに、それらの実践の研修をしていくことでできたマニュアルが、自分たちが実践して考えたマニュアルということになろうかなというふうにも思っております。このような考え方もありますけれども、どのような形で研修を行うかにつきましても今後検討してまいりますけれども、基本的な考え方としては内部だけではなく外部の力をかりながら研修を進めていかなければならないと、こちらを考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 病院の関係につきましてご答弁申し上げます。

初めに、接遇のマニュアルの関係、作成してホームページに掲載といったお話がございましたが、議員からもお話あったとおり、自治体病院でそこまでのものというのは拝見していないと、私もそういったところなのですが、ただ東京都内の全国的にも有名な大規模な病院、ここでかなりの細かな綿密なマニュアルではございませんが、基本的なものをそろえているといったものは拝見したことがございます。ただ、このマニュアル自体が、やはり病院の職種が多職種といったことで部門も多いと、そういったことで、さらには患者さんの病態も千差万別ということで、つくっていく際にどういった形で本当につくり上げられるのかというのが正直申し上げて今現時点では難しいのかなということはあるのですが、この辺につきましても、単に事務的なマニュアルではないものですから、やはり先進事例なども調査した上で一応内部でちょっと検討させていただきたいと、そのように考えております。

それから、7月に外部講師をお招きして、今回は接遇の基本ということでの外部講師をお招きして全職員対象に研修を実施していく予定としております。そうした中では、民間病院でかなりそういった接遇面でも進んでいるという議員からのお話があったとおり、病院全体に接遇といったものの意識を定着させるというのはやはり容易なことではないのかなと、そのようには思っております。ただ、そういった中でも、必要なスキルの一環でございますので、相当の時間をかけて根気強くこの問題には取り組んでいかなければならないのかなと、そのように考えておりますので、何とか接遇の外部の研修、こういったものにつきましては鋭意継続的に取り組んでいくというか、いかなければならないのかなと私自身も考えておりますので、この点については今年度行いますが、次年度、今回やった中でその内容を検証、さらには内容を再検討して次年度以降についても何らかの形で継続して実施していくよう鋭意努めてまいりたいと、そのように考えております。

あと、内部では手ぬるいといっても、病院の場合どうしても外部だけではなく内部で、そして先輩、後輩となりますか、そういった職種間での、これから進めるべきはチーム医療でございますので、そういったことから内部での研修といったことも今後必要に応じてやはり積み重ねていく必要があると、そういった認識でおると、そういったことでご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 ありがとうございます。まず、市役所のほうですけれども、先ほど階層別の教育については主任ということでした。それで、若手の教育も非常に大切なのです。それはそれで重要なのですけれども、教育の専門家とお話しすると、問題はベテランになればなるほど教育が難しいということなのです。私のところにいろいろ市役所の対応のクレームなんかも幾つか伺っているのですけれども、ポイントになるのは、このクレームは管理職の方のクレームではないかなというのが結構あるのです。なぜそんなことが言えるかといいますと、時間外に対応していただいたときとか、あるいは休日のときに市民の皆さんから問い合わせがあったときの対応ですとか、そういったときはどちらかという一般職の方々よりも職制の方が多いのかなというふうに思えるわけなのですが、断定はできませんけれども、そういったことも含めて、これはプロの方がおっしゃっていることですが、問題になるのは、中高年というか、職制の方々の接遇教育というのが意外と見落とされやすいというご指摘なのです。ですから、我々議員も含めて、理事者の皆さんも含めて、接遇教育というのはやっぱり受けるだけの価値はあるのだと思うのです。これで接遇教育は終わりということはないのだと思うのです。そういった意味で、今やっている階層教育を全職員に適用するような方法も含めて検討していただきたいなというふうに思います。

あと、マニュアルについては、広い視点に立って作成していきたいというようなことでございますので、そしてでき上がったときにはホームページにも掲載したいということですので、ぜひ進めていただきたいというふうに思っております。次回いずれかの時点でまたご質問する機会もあろうかと思っておりますけれども、そのときにはもう実現していると、実行しているというようなお答えを期待したいというふうに思います。

次に、市立病院のほうですけれども、採用時、また職種ごとに、あとはOJTでおやりになっているのでしょうか、細々した教育をしているということですが、ご認識していると思っておりますけれども、内部教育も非常に大切です。実務的なことを含めてそれは認めますけれども、また新たな視点で新しい風を入れることも必要だと思いますので、外部研修7月におやりになるというふうに伺っておりますし、またそれらの方々のアイデアも含めながらマニュアルについても整備を図っていきたいということなので、それについてもぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

さらにまた、事務局長、間接部門の方の教育、あるいは事務部門の方々の教育というのは比較的進めやすいと思うのです。ポイントは、病院の場合は直接の経営者であり、あるいは生産者であり、稼ぎ頭である医師と、それから看護師さんとか、直接部門の方の接遇教育も大きな課題なのです。これ民間の病院ではもう既にそれを実行して成果を上げているところもあるのです。それらも勉強しながら、自治体病院としてもぜひ直接部門の方々にも接遇教育というものを改めて実施できるような環境整備を検討していただきたいなと

いうふうに思うわけなのです。特に、ホームページを拝見しますと、市立病院では研修医の募集もなさっていますよね。そして研修医のプログラムもホームページに掲載されておりました。ローテーションですとか、研修医の倫理規定みたいなことも含めていろいろ掲載されて、それなりに努力されていることはわかるのですけれども、研修医のプログラムの中に、それは専門的な各診療科ごとのスケジュールが掲載されておりましたが、あの中に専門的な研修ももちろん大事なのですが、その中の一つに接遇教育も組み込んでいったらより効果があるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、市役所並びに市立病院のそれぞれのご担当の方の決意をいま一度お伺いして終わりたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 研修の対象の話がまずありました。研修の対象につきましては、基本的にマニュアルも策定いたしますので、全職員を対象とする研修を実施していきたいと思いますので、マニュアルがある、なしにかかわらず、基本的には接遇は非常に大事なことです。常日ごろから接遇に心がけながら事務を取り進めてまいりたいと考えております。その上で新たな接遇マニュアルの作成、接遇研修等も行いながら、より一層のそういう能力の向上を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 先ほど医師、看護師の直接部門ということのお話もございましたが、病院職員全職員ということ巻き込んだ上での積極的な取り組みが、それがまた組織をよりよく変えていくのかなと、そういった中でよく言われる職員の意識改革といったものの一つなのかなというふうに考えます。そういった組織を変えるぐらいの熱意、そして先ほど来お話のある継続性を持ったもの、そういったことで接遇のいわゆる接遇文化といったものになるのかなと私自身は考えますが、そういったものが定着するのかなと、そういった中では全職員が一体となってこの接遇向上に取り組むといったことに加えて、病院といったことでは患者さんの心の痛みであるとか、そういったことを理解できる医療人の育成といったことが今後において必要であると、そういったことに向けまして今後とも鋭意職員一丸となって取り組んでいけるよう努力してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 一般質問は全て終了いたしました。

#### ◎散会宣告

○議長 飯澤明彦君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 2時10分